

介護保険料・後期高齢者医療保険料 特別徴収（年金天引き）について

介護保険料と後期高齢者医療保険料は、一定の条件の年金を受給されている方から、特別徴収(年金天引き)により保険料を納付していただいています。

4・6・8月の年金から特別徴収させていただく方に、次のとおりお知らせします。

介護保険料の特別徴収について

4・6・8月に特別徴収する方を対象に、4月上旬に「特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付します。これは昨年度の保険料及び2月に特別徴収した額をもとに、特別徴収する保険料額を算出したものです。

10・12・2月に行う特別徴収額は、平成26年度の市町村民税の課税状況等に応じて決定した「特別徴収開始通知書(本徴収)」で9月にお知らせします。

後期高齢者医療保険料の特別徴収について

■4月から特別徴収がはじまる方

4月上旬に「特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付します。これは昨年度の保険料をもとに、特別徴収する保険料額を算出したものです。

■昨年度から引き続き特別徴収で納めていただく方

昨年7月に「特別徴収開始通知書(本徴収)」でお知らせしたとおり、2月に特別徴収した額と同額を、4・6・8月に特別徴収することになります。

問合せ／国保年金担当☎991-1868

国民健康保険 70～74歳の 被保険者に係る窓口負担見直しについて

■見直しの趣旨

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

■見直し内容

▶平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

- ・70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。(例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。)

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

- ・なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

▶平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

- ・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。(平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。)

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

- ・窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。



国保マスコット 健康まるくん